


日鷄 28 発第 1003 号

平成 29 年 3 月 31 日

## 第 I 期鶏卵生産者経営安定対策事業における 手数料残額の返還にかかる公告

第 I 期鶏卵生産者経営安定対策事業の  
期間途中で契約解除された方へ

東京都中央区新川 2-6-16  
一般社団法人 日本養鶏協会  
会長 齋藤 利明



平素より鶏卵生産者経営安定対策事業の運営にご理解・ご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、鶏卵生産者経営安定対策事業の第 II 期の終了にあたり、手数料残額については、第 I 期事業分（平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月）並びに第 II 期事業分（平成 26 年 4 月～29 年 3 月）をそれぞれ加入生産者の方々へ返還する方針が決定しております。事業期間終了まで契約を継続された方のほか、事業期間の途中で廃業や自己都合などにより契約解除された方も原則として手数料返還の対象となります。

つきましては、第 I 期事業の期間途中で契約解除された方は、お手数で恐縮ではございますが、ご自身の第 I 期事業の契約期間並びに契約数量を確認できる資料をご用意のうえ、当協会あて自己申告賜りますようお願い申し上げます。ご契約内容の確認や契約者さまのご本人確認等に必要な資料をご案内致します。必要な資料をご提出頂き、当協会での確認・調査を経て返還手続きを行いますので、自己申告のほどよろしくお願い致します。

自己申告受付期間：平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 32 年 3 月 31 日（火）  
（必要書類必着）

本件照会先：（一社）日本養鶏協会 業務第二部 佐野・畠山・長沢・金沢  
電話番号：(03) 3297-5515 FAX 番号：(03) 3297-5519

以上

なお、第 I 期事業期間終了時点の契約者さまには、協会より順次ご連絡致します。  
第 II 期事業分の対応は、平成 28 年度決算確定後に詳細決定する予定です。